

仕 様 書

台帳No.
道路河川建設課

業務名	令和8年度 道路橋定期点検業務（その2）
-----	----------------------

下 関 市

仕 様 書

道路河川建設課

	課 長	主 幹	係 長	主 任	係 員	検 算	設 計 者

年 度	令 和 8 年 度	場 所	下 関 市 市 内 一 円
-----	-----------	-----	---------------

業 務 名	令和8年度 道路橋定期点検業務 (その2)
-------	-----------------------

業 務 概 要	
	点検施設 N= 64 施設
	道路橋定期点検業務 64橋

履 行 期 間	年 月 日 から 令 和 9 年 3 月 12 日 まで
---------	------------------------------

設計金額 <small>(元設計金額)</small>	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変更設計額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精算見込額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

設 計 用 紙

下 関 市

設計書（金抜き）

施 工 年 度 令和 8 年度

路 線・河 川 名

工 事（業 務）名 令和 8 年度 道路橋定期点検業務（その 2）

工 事（業 務）場 所 下関市 市内一円

箇 所 コ ー ド

発注者が求める仕様について

設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りについて
入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。
- (2) 仮設、施工方法等
仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (3) 建設機械の指定について
設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (4) 積算条件について
設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件(施工規模や土質等)、見積りにより決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。
なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。
(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット
- (5) 週休2日の補正について
週休 2 日工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。
ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。

総括情報表

事務所 適用単価地区 適用基準日	60 下関市 14 下関市（旧市内） 00-08.04.01(0)	
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般(土木) 00 計上なし 00 計上なし 00 計上なし 01 自動計上しない	<p>【代価表の諸雑費】</p> #09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (#01 ~ #08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)

* 設計業務委託費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
設計業務委託費									X3000	
1-R8_3巡目点検									Y1999	
2-市内C_本庁									Y2999	
3-職員点検_規制無									Y3999	
一般橋梁 職員点検 規制無 幅員 4 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下	64			橋					V000021 00	
3-打合せ協議									単第0 -0001 表	
打合せ等 中間打合せ回数=1回	1			業務					Y3999	
** 直接人件費 **									SY210009 00	
** 直接原価 **									単第0 -0005 表	

* 設計業務委託費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
** その他原価 **					
** 業務原価 **					
** 一般管理費等 **					
** 業務価格 **					
** 消費税相当額 **					
** 業務費計 **					

施工代価表

単第0 -0001 表

一般橋梁
職員点検 規制無

V000021
幅員4 m程度 橋長2 m以上5 m以下

10 橋 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			VV000011000 単第0-0002 表
定期点検 一般橋梁 橋長2 m以上5 m以下 職員点検	10	橋			VV000021110 単第0-0003 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000 単第0-0004 表
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施工代価表

VV000011000

単第0 -0002 表

10 橋 当り

計画準備
職員点検 交通規制無

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 内業	0.31	人			R0610
技師(A) 内業	0.14	人			R0620
技師(B) 内業	0.31	人			R0630
技師(C) 内業	0.46	人			R0640
技師(D)(技術員) 内業	0.31	人			R0645
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施工代価表

VV000021110

単第0 -0003 表

定期点検
一般橋梁 橋長 2 m以上 5 m以下

職員点検

10 橋 当り

名称・規格など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師 (B) 外業	1.2		人			R0890
技師 (C) 外業	1.2		人			R0900
技術員 外業	1.2		人			R0905
*** 合計 ***	10		橋			
*** 単位当たり ***	1		橋			

施工代価表

職員点検

10 橋 当り

名称・規格など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.3		人			R0610
技師(A) 内業	0.3		人			R0620
技師(B) 内業	0.7		人			R0630
技師(C) 内業	0.7		人			R0640
技師(D)(技術員) 内業	1.0		人			R0645
*** 合計 ***	10		橋			
*** 単位当たり ***	1		橋			

施工代価表

単第0 -0005 表

SY210009

打合せ等
中間打合せ回数=1回

1 業務 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 内業		人			R0610
技師(A) 内業		人			R0620
技師(B) 内業		人			R0630
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=1 中間打合せ回数					

数量総括表

種別	規格1	規格2	単位	数量
一般橋梁 職員点検	計画準備・定期点検・報告書作成	規制有		
	幅員 4m程度	橋長2m以上5m以下	橋	0
		橋長5mを超え10m以下	橋	0
		橋長10mを超え15m以下	橋	0
	幅員 10m程度	橋長15mを超え20m以下	橋	0
		橋長20mを超え30m以下	橋	0
		橋長30mを超え50m以下	橋	0
		橋長50mを超え70m以下	橋	0
		橋長70mを超え90m以下	橋	0
		橋長90mを超え110m以下	橋	0
		橋長110mを超え150m以下	橋	0
		橋長150mを超え200m以下	橋	0
	計画準備・定期点検・報告書作成	規制無		
	幅員 4m程度	橋長2m以上5m以下	橋	64
		橋長5mを超え10m以下	橋	0
		橋長10mを超え15m以下	橋	0
	幅員 10m程度	橋長15mを超え20m以下	橋	0
		橋長20mを超え30m以下	橋	0
		橋長30mを超え50m以下	橋	0
		橋長50mを超え70m以下	橋	0
		橋長70mを超え90m以下	橋	0
		橋長90mを超え110m以下	橋	0
		橋長110mを超え150m以下	橋	0
橋長150mを超え200m以下	橋	0		
打合せ等	中間打合せ1回		業務	1

点検施設 一覧表

番号	地区	施設ID	旧ID	施設名	路線名	施設長	全幅員	形式	径間	点検区分			
						(m)	(m)			種別	区分	手法	規制
1	本庁	BR0-00096	450099	彦島江の浦町2号橋	彦島江の浦町26号線	3.5	11.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
2	本庁	BR0-00136	450140	長府前田町2号橋	前田町10号線	4.2	6.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
3	本庁	BR0-00160	450164	長府松小田北町1号橋	長府松小田中町6号線	2.1	3.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
4	本庁	BR0-00162	450166	長府松小田北町3号橋	長府松小田北町3号線	2.9	3.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
5	本庁	BR0-00163	450167	長府松小田北町4号橋	長府松小田北町3号線	4.5	4.7	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
6	本庁	BR0-00164	450168	長府松小田北町5号橋	長府松小田北町12号線	2.9	3.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
7	本庁	BR0-00189	450193	王司宇部1号橋	王司・小月線	3.0	5.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
8	本庁	BR0-00201	450205	王司員光13号橋	王司員光13号線	2.4	18.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
9	本庁	BR0-00202	450206	王司員光12号橋	王司員光30号線	2.8	7.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
10	本庁	BR0-00212	450216	王司宇部5号橋	王司上町12号線	2.9	6.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
11	本庁	BR0-00216	450220	王司宇部25号橋	王司本町9号線	3.5	7.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
12	本庁	BR0-00217	450221	王司宇部26号橋	王司本町10号線	3.7	6.2	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
13	本庁	BR0-00218	450222	王司宇部27号橋	王司本町10号線	3.6	6.2	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
14	本庁	BR0-00220	450224	王司宇部10号橋	王司本町12号線	2.1	2.6	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
15	本庁	BR0-00222	450226	王司宇部12号橋	王司本町14号線	4.4	6.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
16	本庁	BR0-00223	450227	王司宇部13号橋	王司本町16号線	4.2	4.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
17	本庁	BR0-00226	450230	王司宇部17号橋	王司本町34号線	2.4	3.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
18	本庁	BR0-00227	450231	王司本町2号橋	王司本町36号線	4.1	11.5	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
19	本庁	BR0-00228	450232	王司宇部7号橋	王司川端5号線	2.0	10.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
20	本庁	BR0-00229	450233	王司宇部20号橋	王司川端7号線	3.6	7.5	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
21	本庁	BR0-00230	450234	王司宇部21号橋	王司川端7号線	4.1	7.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
22	本庁	BR0-00231	450235	王司宇部22号橋	王司川端8号線	4.0	8.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
23	本庁	BR0-00233	450237	王司宇部24号橋	王司川端13号線	2.5	10.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
24	本庁	BR0-00234	450238	王司亀浜1号橋	王司亀浜町1号線	5.0	17.8	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
25	本庁	BR0-00236	450240	王司員光16号橋	王司員光28号線	2.6	5.8	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
26	本庁	BR0-00238	450242	員光・清末1号橋	員光・清末線	3.5	10.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
27	本庁	BR0-00242	450246	王司・小月1号橋	王司・小月線	2.2	4.6	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
28	本庁	BR0-00244	450248	清末蔵本・大原2号橋	清末蔵本・大原線	2.6	20.2	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
29	本庁	BR0-00268	450273	清末東町13号橋	清末東町18号線	5.0	7.6	RC橋	3	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
30	本庁	BR0-00288	450293	阿内4号橋	清末阿内6号線	4.1	4.5	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
31	本庁	BR0-00367	450373	木屋川本町10号橋	木屋川本町16号線	3.8	2.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
32	本庁	BR0-00368	450374	木屋川本町9号橋	木屋川本町12号線	3.7	6.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
33	本庁	BR0-00371	450377	木屋川南町6号橋	木屋川南町14号線	2.9	1.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
34	本庁	BR0-00372	450378	木屋川南町5号橋	木屋川南町10号線	2.6	2.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
35	本庁	BR0-00373	450379	木屋川南町4号橋	木屋川南町8号線	2.4	7.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
36	本庁	BR0-00374	450380	木屋川南町3号橋	木屋川南町5号線	3.8	3.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
37	本庁	BR0-00375	450381	王喜本町5号橋	王喜本町9号線	2.9	3.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
38	本庁	BR0-00381	450387	王喜本町6号橋	王喜本町22号線	2.5	2.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
39	本庁	BR0-00382	450388	王喜本町7号橋	王喜本町45号線	4.0	6.8	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
40	本庁	BR0-00383	450389	松屋本町6号橋	松屋本町6号線	2.9	4.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
41	本庁	BR0-00384	450390	松屋本町5号橋	松屋本町6号線	2.4	8.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
42	本庁	BR0-00603	450609	吉見永田郷6号橋	吉見永田郷9号線	3.8	4.4	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
43	本庁	BR0-00610	450616	吉見永田郷29号橋	吉見永田郷37号線	3.2	4.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
44	本庁	BR0-00613	450619	吉見永田郷10号橋	吉見永田郷52号線	2.4	4.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
45	本庁	BR0-00614	450620	吉見永田郷3号橋	吉見永田郷67号線	4.3	4.0	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
46	本庁	BR0-00615	450621	吉見永田郷2号橋	吉見永田郷65号線	4.5	3.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
47	本庁	BR0-00618	450624	吉見吉母13号橋	吉見吉母21号線	2.9	10.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
48	本庁	BR0-00622	450628	吉見吉母8号橋	吉見吉母26号線	3.3	3.1	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
49	本庁	BR0-00623	450629	吉見吉母7号橋	吉見吉母28号線	3.0	3.3	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
50	本庁	BR0-00625	450631	吉見吉母12号橋	吉見吉母37号線	4.3	4.6	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
51	本庁	BR0-00626	450632	吉見吉母4号橋	吉見吉母51号線	3.7	4.9	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
52	本庁	BR0-00627	450633	吉見吉母1号橋	吉見吉母54号線	4.0	5.5	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
53	本庁	BR0-00628	450634	吉見吉母2号橋	吉見吉母54号線	2.8	5.2	RC橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
54	本庁	BR0-00631	450637	吉見永田郷22号橋	吉見永田本町2号線	4.5	5.7	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無

点検施設 一覧表

番号	地区	施設ID	旧ID	施設名	路線名	施設長	全幅員	形式	径間	点検区分			
						(m)	(m)			種別	区分	手法	規制
55	本庁	BR0-00651	450657	小野3号橋	石原・小野線	2.3	3.7	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
56	本庁	BR0-00655	450661	井田2号橋	井田線	3.7	6.7	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
57	本庁	BR0-00665	450671	小野9号橋	勝山小野27号線	3.9	6.4	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
58	本庁	BR0-00677	450654	勝谷1号橋	勝山勝谷2号線	4.6	3.7	PC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
59	本庁	BR0-00678	450684	勝谷2号橋	勝山勝谷3号線	5.0	4.7	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
60	本庁	BR0-00684	450690	楠乃1号橋	勝山楠乃6号線	3.8	3.2	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
61	本庁	BR0-00686	450692	楠乃3号橋	勝山楠乃6号線	2.3	13.1	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
62	本庁	BR0-00715	450721	内日下1号橋	河原・檀田線	2.8	7.1	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
63	本庁	BR0-00731	450737	内日上10号橋	内日上38号線	4.6	3.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
64	本庁	BR0-00734	450740	内日上13号橋	内日上46号線	3.6	4.6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無

特記仕様書

(共通)

1. この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書、監督職員の指示に従うものとする。
2. 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
3. 目的
本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止、および橋梁等の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断、および点検結果の記録を行うものである。
4. 業務範囲
本業務の対象橋梁等は、別紙「点検施設一覧表」に示す。
5. 実施計画
受注者は、契約締結後速やかに業務計画書、工程表、管理技術者および照査技術者届、その他関係書類を発注者に提出しなければならない。
6. 守秘義務
 - (1) 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。
 - (2) 発注者より貸与された資料及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。
7. 貸与資料
本業務を実施する上で必要となる資料は、発注者が承認した受注者側の管理技術者に貸与するものとする。
貸与する資料は下記のとおりとする
・ 既往橋梁等点検資料
8. 労働環境改善の取組
 - (1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
 - (2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行う

こと。

9. 管理技術者、照査技術者の資格要件

本業務における管理技術者および照査技術者は下記に示すいずれかの資格保有者とする。なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士〔総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕
- (2) 国土交通省登録技術者資格〔資格が対象とする区分（施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計）〕
- (3) 一般社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）〔鋼構造及びコンクリート〕
- (4) 建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者〔鋼構造及びコンクリート〕
- (5) 土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者〔特別上級技術者（分野：メンテナンス）、上級技術者コース A（分野：メンテナンス）又はコース B（分野：橋梁）、1 級技術者コース A-分野：メンテナンス）又はコース B（分野：橋梁）〕

10. 適用指針

本業務は、下記の基準等の最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 山口県橋梁点検要領（案）
- (2) 道路橋定期点検要領
- (3) 橋梁定期点検要領
- (4) 点検支援技術性能カタログ（案）
- (5) 山口県横断歩道橋定期点検要領
- (6) 横断歩道橋定期点検要領
- (7) 山口県トンネル定期点検要領
- (8) トンネル定期点検要領
- (9) その他必要となる技術基準等

（橋梁等点検業務）

1. 橋梁等定期点検（職員点検）

1-1 計画準備

業務計画書及び、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

作成にあたっては、初回協議において、過年度資料等を用い、交通規制の要否、近接手段等について情報収集整理を行い、点検方針を決めるものとする。

交通規制を要する橋梁等については、現地踏査を行い、必要な情報を収集し、定期点検に必要な関係機関等との協議用資料や説明用資料等を作成すること。

受注者は、全国道路施設点検データベースに登録し、必要に応じデータの閲覧や取得すること。

1-2 定期点検

道路橋定期点検要領に定める記録様式を用い、各径間の部位・部材毎で損傷種類に応じて損傷区分を評価し、各径間の中で最も悪い損傷をその橋の部位・部材における損傷区分として下記資料を作成すること。

なお、損傷等の写真については、健全箇所も含め、橋梁等の全体状況が把握できる可能な限りの範囲を撮影することを基本とし、記録様式添付写真以外も納品の対象とする。

<作成資料>

職員点検

道路橋定期点検要領に基づく、様式1～3

山口県橋梁定期点検要領（案）に基づく、「基礎データ入力表」

1-3 報告書作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、点検時に作成した資料と併せて、電子媒体でも納品すること。

受注者は、内容について監督職員に承諾を得た協議道路橋定期点検要領に基づく様式1～3を、全国施設点検データベースに登録すること。

1-4 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

業務着手時

業務計画書を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

中間打合せ

現地踏査完了時や現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。

成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

2. 橋梁等の点検の体制

橋梁等の点検に係る点検体制は以下の通りとする。

点検は、以下のいずれかの資格を有する者で実施すること

- (1) 本業務における管理技術者と同等の資格
- (2) 国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
 - ・鋼橋「施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検」
 - ・コンクリート橋「施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：点検」
 - ・トンネル「施設分野：トンネル－業務：点検」

診断は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- (1) 本業務における管理技術者と同等の資格
- (2) 国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
 - ・鋼橋「施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断」
 - ・コンクリート橋「施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断」
 - ・トンネル「施設分野：トンネル－業務：診断」

3. 緊急対応

現場作業時に緊急対応が必要とされる損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告すること。

4. 新技術等の活用検討について

受注者は、計画準備の際に、個別の施設ごとに定期点検にて新技術等※1を活用することで、費用の縮減や事業の効率化が図れるか否かを必ず検討すること。なお、新技術等の活用検討にあたっては、当該新技術等の適用箇所、適用条件等に留意すること。

検討の結果、効率化等の効果が期待できる場合は、新技術等を積極的に活用すること。新技術等の活用の可否について、検討結果を記録し、定期点検において新技術等を活用した場合には、活用記録表も作成すること。（結果的に活用しなかった場合も、検討結果の記録は作成すること。）これらの記録は、成果品の一部として納品すること。

※1 定期点検における新技術等とは、国土交通省が作成している「点検支援性能カタログ（案）」に掲載されている技術を指す。

別紙2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。